【2000 年 1 月 31 日】平成 12 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について（諮問書、要綱）
社会保障制度審議会（総会第 527 回）

農林水産大臣　　玉沢　徳一郎
自治大臣　　保利　　耕輔

諮問書

「平成 12 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（仮称）」を第 147 回国会に提出する必要があるので、社会保障制度審議会設置法（昭和 23 年法律第 266 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別添要綱について、貴会の意見を求めます。

平成 12 年度における国民年金法による年金の額等の
改定の特例に関する法律案（仮称）要綱

1　年金の額等の改定の特例措置

平成 12 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障　害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、平成 10 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 11 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととすること。

2　施行期日

この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行すること。